**平成２６年（フ）第１２８５号**
京都市上京区裏門通上長者町下る亀木町212番地７、前住所京都市北区大北山原谷乾町107番地の22
破産者　堀　　正弘
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第６２８号**
兵庫県尼崎市南竹谷町３丁目６番地の９シャルマンフジスマート尼崎出屋敷駅前ステーショングリーン901、前住所兵庫県尼崎市西難波町５丁目２番５号
破産者　上田　泰三
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第６３６号**
兵庫県尼崎市大庄西町２丁目18番６号
破産者　山室　照子
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第３６８号**
和歌山市楠見中155番地の２　西村グリーンハイツ305号
破産者　中　　尊司
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第３０６号**
愛媛県東温市北方2901番地
破産者　髙須賀由香
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３０９号**
愛媛県松山市山越２丁目５番37号　弥生ハイツ101号
破産者　松田　政文
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２０号**
長崎県南島原市口之津町甲1181番地　哲翁病院、住民票上の住所長崎県南島原市南有馬町丙4077番地
破産者　松尾　秀穂
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２６年（フ）第２２６号**
宮崎市城ケ崎１丁目１番地１　アービス城ケ崎205号、前住所宮崎市江平西１丁目５番49号　サーパス神宮参道601号
破産者　田尻　正毅
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第２５３号**
宮崎県都城市天神町12街区５号、前住所宮崎市江南３丁目５番14号　ＴＰＣⅧ202号
破産者　大磯久美子
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

## 破産手続終結

**平成２６年（フ）第３６３号**
熊本県阿蘇郡高森町大字色見52番地
破産者　名越　嗣洋
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第４３４号**
仙台市若林区卸町２丁目５番地の５
破産者　株式会社ナカタニ
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第１９３号**
山形市城北町１丁目13番５号
破産者　株式会社和田組
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第７９６号**
名古屋市中村区名駅５丁目５番22号
破産者　パーキングプロ株式会社
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第９２３号**
神戸市東灘区深江北町１丁目13番３号
破産者　株式会社ヨシナガ
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第４５１号**
神戸市中央区下山手通３丁目２番15号
破産者　株式会社棲外棲
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第８０号**
兵庫県川西市清和台西４丁目１番９Ｃ号室
破産者　株式会社澤登建築工房
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２５年（フ）第１８３号**
愛媛県松山市祇園町５番22号
破産者　株式会社アットスゥサン
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２４号**
北海道北見市卸町３丁目６番地２
破産者　株式会社ヤマムロ
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２５年（フ）第８５号**
愛知県高浜市田戸町３丁目２番地８
破産者　さくら山窯業株式会社
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係